

○国家公安委員会規則第七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四条第四項、第二十条第一項及び第四十七条の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十日

国家公安委員会委員長 武田 良太

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定

(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、二重傍線を付した見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（遊技機の規制に関する経過措置）</p> <p>4 この規則の施行前にされた許可又は承認の申請に係る遊技機（法第二十条第二項の認定（以下単に「認定」という。）を受けたもの又は同条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属するものに限る。）に関する同条第一項の基準については、当該認定を受けた日又は当該検定の遊技機規則第九条第一項の規定による公示の日（以下単に「公示の日」という。）から起算して四年（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則（令和二年国 家公安委員会規則第七号）の施行の日の翌日の三年前の日（附則第十項において「特定日」という。）の前日までに認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する遊技機（以下「特定遊技機」という。）に係る場合にあつては、三年）を経過するまでの間は、なお従前の例による。 （施行日以後にされた許可の申請等に関する経過措置）</p> <p>7 この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従つてされた認定を受けた遊技機若しくは前項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従つてされた検定を受けた型式に属する遊技機に係る法第五</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（遊技機の規制に関する経過措置）</p> <p>4 この規則の施行前にされた許可又は承認の申請に係る遊技機（法第二十条第二項の認定（以下単に「認定」という。）を受けたもの又は同条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属するものに限る。）に関する同条第一項の基準については、当該認定を受けた日又は当該検定の遊技機規則第九条第一項の規定による公示の日（以下単に「公示の日」という。）から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>7 この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従つてされた認定を受けた遊技機若しくは前項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従つてされた検定を受けた型式に属する遊技機に係る法第五</p>

条第一項の許可申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する許可に関する法第四条第四項の基準については、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して四年（特定遊技機に係る場合にあつては、三年）を経過するまでの間は、なお従前の例による。

「一〜三 略」

8 前項に規定する遊技機に係る施行規則第十九条第一項の変更承認申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する承認に関する法第四条第四項の基準については、前項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して四年（特定遊技機に係る場合にあつては、三年）を経過するまでの間は、なお従前の例による。

9 附則第七項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた法第四条第四項の基準に従つてされた許可又は承認に係る遊技機に関する法第二十条第一項の基準については、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して四年（特定遊技機に係る場合にあつては、三年）を経過するまでの間は、なお従前の例による。

（認定及び検定の効力に関する経過措置）

10i 特定日から施行日の前日までの間にされた認定又は検定は、遊技機規則第四条又は第十条の規定にかかわらず、当該認定を受けた日又は当該検定の公示の日から起算して四年を経過するまでの間は、なおその効力を有する。

「見出しを削る。」

11i 附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条

条第一項の許可申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する許可に関する法第四条第四項の基準については、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

「一〜三 同上」

8 前項に規定する遊技機に係る施行規則第十九条第一項の変更承認申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する承認に関する法第四条第四項の基準については、前項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

9 附則第七項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた法第四条第四項の基準に従つてされた許可又は承認に係る遊技機に関する法第二十条第一項の基準については、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

「見出しを加える。」

「項を加える。」

（認定及び検定の効力に関する経過措置）

10i 附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条

<p>第一項の基準に従つてされた認定又は附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従つてされた検定は、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して四年を経過するまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>12   「略」</p> <p>13   「略」</p>	<p>第一項の基準に従つてされた認定又は附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従つてされた検定は、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>11   「同上」</p> <p>12   「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。